

## 9月13日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

(新型コロナウイルス感染拡大防止本部 9月10日)

### 1. 感染拡大の予防について（継続）

一人ひとりが感染拡大防止の意識を持ち、基本的感染対策を継続する。

- ・「感染しない、感染させない」を意識し予防対策を徹底する。
- ・石鹸を使った手洗い、手指のアルコール消毒を行う。
- ・症状がなくても外出時又は屋内でも人と会話するときは、マスクを着用する。
- ・咳エチケットを慣行する。
- ・不要不急の外出は控える。
- ・人との間隔は1～2m取る。
- ・「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の三つの密を避ける。
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」は避ける。
  - ①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間に及ぶ飲食、③マスクなしでの会話
  - ④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり
- ・自分の健康状態を常にチェックする。
- ・風邪の症状など発熱や体調不良が見られる場合は自宅で静養する。
- ・体調不良の場合は家族を除き、むやみに人と接触せず、電話、メール等で連絡を取る。
- ・新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、病院に相談し、指示に従う。
- ・日常生活においても「新しい生活様式」を実施していく。

### 2. 外出の自粛について

愛知県では、8月27日から緊急事態宣言による緊急事態措置により防止対策に取り組んでおりましたが、新規感染者数は1,000人を超える水準で推移しており、「9月30日まで「緊急事態措置」が延長されました。愛知県の感染対策も9月30日まで、引き続き、県民・事業者に対して①不要不急の行動自粛、②県をまたぐ不要不急の移動自粛、③高齢者等への拡大防止、④基本的な感染防止対策の徹底、⑤テレワークの徹底等、⑥職場クラスターを防ぐ感染防止対策、⑦イベントの開催制限、⑧行事等での対策、⑨学校等での対応が求められています。

(愛知県感染拡大予防対策)

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

これらの対応については感染状況や感染拡大のリスク等を踏まえて見直されます。

本学では9月13日からは次の対応を実施することとします。

- ・不要不急の外出、及び県をまたぐ不要不急の移動は自粛する
- ・特に夏休み期間中の不要不急の旅行や帰省は原則中止・延期する
- ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されている都府県への不要不急の移動は自粛
- ・感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をする
- ・同居家族以外の5人以上の会食・飲食は自粛
- ・20時以降、飲食店等に入りしめない
- ・会食・飲食する場合は感染対策が十分に取られた場所で、混雑していない店を利用
- ・会食・飲食する場合は会話時のマスク着用、大声を出さず、短時間・適度な酒量で
- ・路上、公園等での集団での飲酒等感染リスクの高い行動は自粛

### 3. イベント等開催について（継続）

- ・イベントについては当分の間は引き続き、原則として中止、延期、又はオンラインでの開催などで対応する。本部において開催がやむを得ないと判断する場合は、適切な感染防止の上実施する。実施の可否の判断は愛知県感染拡大予防対策指針に準じて行う。
- ・手洗い、手指のアルコール消毒
- ・マスクの着用

- ・室内の換気
- ・検温の実施
- ・体調不調者の入場制限
- ・人と人との間隔を十分とる（できれば2m）
- ・学外者が参加する場合は名簿を作成し、連絡先を把握しておく
- ・イベント後の会食・飲み会は自粛

#### 4. 研究活動等について（継続）

2月5日付け通知の教育・研究活動の実施に係る方針による感染防止策を講じ、学生の健康・安全に配慮する等、特に次の事項を徹底する。

- ・登校前に学生に健康状態を確認させ、体調不良学生は自宅で静養させる。
- ・人と人との間隔を1～2m以上開けて座席を確保する。
- ・研究室内で上記間隔を確保することができない場合、複数のグループに分け交代で登校し、3密にならないように配慮する。
- ・マスクの着用、フェイスシールド等により飛沫の飛散を防ぐ。
- ・うがい、石鹸による手洗いを習慣化する。
- ・消毒用アルコールあるいは次亜塩素酸ナトリウムにより接触部位を定期的に消毒する。
- ・適度な温度・湿度を保ちつつ、十分な換気を行う（1時間に5分～10分、2方向換気が望ましい）。
- ・オンラインで可能な研究や実験はオンラインで行う。
- ・陽性あるいは感染の疑いがある場合、研究室の閉鎖など大学の指示に従うこと。
- ・ゼミ旅行・合宿等を行わない。

※2021年2月5日付け 2021年度前期教育・研究活動の実施に係る方針について

<https://rpxmsgboard.ict.nitech.ac.jp/msgboard/Posts/Details/6107>

#### 5. 会議の開催について（継続）

学内会議の開催は当面の間、原則としてTeams等のオンライン会議、メール会議等により実施する。安全管理室においてやむを得ないと判断する場合は、適切な感染防止の上で開催する。

#### 6. 施設の使用制限について（継続）

- ・講義室等の学外貸出について
  - ・既に予約済みの利用日が2021年12月31日までのものは不許可とする。
  - ・         〃         で利用日が2022年1月1日以降のものは申請を維持する。
  - ・新規の予約は当面の間、予約受付を停止する。
  - ・感染状況等により停止の解除は見直す。
- ・千種運動場の貸出について
  - ・学外貸出は2021年12月31日まで許可しない。
  - ・感染状況等により停止の解除は見直す。
- ・学内教員が申請している学会使用予約については、次のとおり取り扱う。
  - ・学外者が参加する学会等（シンポジウム、講演会、セミナー等）は開催しない。ただし、開催がやむを得ないと新型コロナウイルス感染拡大防止本部が判断したものを除く。
  - ・オンライン開催を基本とし、開催本部の運営に必要な最低人数の入構を可とし、新型コロナウイルス感染拡大防止本部が開催の可否を判断する。

#### 7. 教職員・学生の勤務について（継続）

・教職員・学生の勤務については、1か月毎に対応を検討するとし、本学の業務継続を図るためにも職員の感染リスクを下げる対応が必要であることから、新型コロナ感染拡大防止本部（2020年10月26日）において決定したとおり取り扱う。  
 なお、事務・技術職員は原則として2021年度中は2交代制（大学勤務と在宅勤務の

勤務体制)とし、各課、室の業務実態に応じて、適切な体制で実施するものとする。ただし、感染状況を踏まえ新型コロナ感染拡大防止本部が決定した場合は交代制勤務を変更又は終了するものとする。

※ 2020年10月26日付け 10月27日からの教職員・学生の勤務について(新型コロナウイルス感染拡大防止本部10月26日決定)

<https://rpxmsgboard.ict.nitech.ac.jp/msgboard/Posts/Details/5818>

#### 8. 教職員・学生の海外渡航について(継続)

・我が国は全世界的に感染症危険レベル3の国、地域の指定を発出しており、海外渡航については、レベル3、レベル2の国は渡航禁止とする。レベル1に引き下げが行われた場合は、その時点で個別に判断する。

・ただし、感染症危険レベル3、レベル2の国・地域への渡航であっても、以下に掲げる特段の事情がある場合には個別に判断する。

##### 1) 教職員

(1) 日本国政府又は相手国政府からの要請等に基づく渡航

(2) 家族の不幸等でやむを得ない事情による渡航

(3) 長期(6か月以上)にわたり海外で研究を実施するための渡航

##### 2) 学生

(1) 国費留学生やそれに準ずる制度(トビタテ!留学JAPAN, 外国政府派遣留学生等)に基づく1年間(実際の派遣期間9か月以上)の渡航

#### 9. 外国人教員・研究者及び留学生の来訪について(継続)

・政府において国際的な人の往来については、当分の間、一時停止を継続することから、来訪の許可を停止する。

・ただし、国が示す国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等の方針により、入国可能な条件を満たす場合はこの限りではない。

#### 10. 学外者の来訪について(継続)

・学外者の来訪については県外又は感染拡大地域からの来訪は自粛する。ただし、止むを得ない用件と判断した場合は、感染防止対策を講じた上で適切に対応する。

#### 11. 学生の課外活動について(継続)

・「緊急事態宣言再発令に伴う課外活動の制限について」(8月27日付け通知)に基づき、課外活動については一部制限を行った上で許可する。

#### 12. 図書館の貸し出しサービスについて(継続)

・感染予防対策を行った上で、サービスを実施する。

資料の貸出返却・複写、学外文献依頼、検索用端末の使用(一部)、閲覧席の使用(一部)

・セミナー室等の一部共用スペースの利用は休止する。

・2021年4月1日からの開館時間は以下のとおりとする。

授業期間中月～金 : 8:45 ～ 21:15

授業期間中土日祝日 : 8:45 ～ 16:15

休業期間中月～金 : 8:45 ～ 16:15

休業期間中土日祝日 : 休館

・2021年7月13日から、教育用端末の一部の使用を再開する。

#### 13. 学内建物等の開錠について(継続)

・構内の門、建物の開錠については、通常の体制を維持する。

#### 14. 大学会館ほか生協のサービスについて(夏休み時短営業)

・すみっこ : 11:30～14:30

- ・はじっこ：9：30～17：00
  - ・大食堂昼営業：11：30～13：30
  - ・大食堂夜営業：閉店
  - ・CamPla店：11：00～14：00
  - ・2階カフェテリア食堂、かどっこ：閉店
  - ・入店時はマスクを着用する。
- その他の詳細については、生協の掲示物を参照すること。

15. 学内の感染予防物品に関する対応について（継続）

- ・教職員のマスクについては、必要があれば配布する。
- ・学生のマスクは学生自身が準備する。
- ・会議、イベント等でマスク、アルコール消毒液が必要な場合は安全管理室に連絡する。
- ・マスク、フェイスシールドが必要な場合は安全管理室に連絡する。
- ・アルコール消毒液は建物玄関、及び使用予定の講義室等にスプレーボトルを準備する。
- ・研究室、学生実験及び演習等で人がよく触る部位はその監督者の下で、アルコール消毒液または次亜塩素酸ナトリウムを用いて消毒する。消毒液が入手できなかった場合は、安全管理室に相談する。

※ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)